

2024年2月13日

新工場建設における、土壌調査結果と今後の対策について

この度、弊社本社工場（岐阜県大垣市本今町 1682 番地の 2）におきまして、新工場建設に伴う建設予定地の土壌調査を自主的に実施しました。その結果、土壌環境基準を超える砒素が検出されましたので、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき報告します。

今後は、岐阜県及び関係各所、関係法令に従って適切に対処して参ります。

1. 汚染の判明した土地の概要

場 所：神鋼造機株式会社（岐阜県大垣市本今町 1682 番地の 2）

面 積：69,855.52m²（敷地全体）のうち 934.22m²（今回調査した敷地）

2. 土壌調査を実施した契機

弊社では、事業構造転換に伴う生産体制の強化を目的として、新工場を建設することとなりました。建設予定地においては、「土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の規定による土壌汚染状況調査を行う土地の範囲」に該当するものではありませんでしたが、自主的に土壌汚染状況調査を実施することと致しました。

3. 判明した土壌汚染について

（1）土壌汚染の概要 ※溶出量試験（46号）にて実施評価

汚染が判明した有害物質	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果 (mg/ℓ)	最大基準 超過倍率	基準値 (mg/ℓ)
南東角付近 砒素	1	1	0.014	1.4	0.010 以下

(2) 土壌汚染原因

事業所において砒素の使用履歴はありません。操業により、土壌汚染が発生した可能性はありますが、原因は不明です。

4. 敷地内の地下水の水質調査結果

土壌汚染が判明した区画の下流ある地下水（専用水道）については、定期的に（詳細検査は毎年8月、大腸菌群等は毎月）調査しており、調査結果はいずれも地下水基準値を超過していません。

5. 今後の対応について

- 1) 今後、新工場建設に伴う建設予定地の汚染土壌は、「土壌汚染対策法」に準じて適切に処理します。
- 2) 弊社構内にある観測井戸において、地下水の水質調査を定期的（詳細調査）に実施しておりますが、その結果については岐阜県へ報告します。また、地下水基準値超過があった場合は、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき速やかに報告します。

以上

【問合わせ先】

〒503-8505 岐阜県大垣市本今町 1682 番地の 2

神鋼造機株式会社 管理部総務室

TEL (0584)89-3122 FAX (0584)87-0020

